

「2023年自治労組織基本調査（第16回）」回答入力 of 注意事項

2023年5月

回答にあたってはまず調査票内に記載のある注などをよく読み、回答をお願いします。本資料では特に問い合わせの多い「1. 回答者の名前・連絡先、組合の団体区分」「2. 単組における職員の組織状況」に関する注意事項をまとめています。本資料をお読みいただき、回答に迷う箇所の判断に役立ててください。

1. 回答者の名前・連絡先、組合の団体区分

- ・「団体区分」は本部での登録区分が選択されています。誤りがあるようでしたら、正しい区分を選択し、登録と異なる理由を入力して下さい。
- ・今回の調査では「団体区分」に新たに「14. 独立行政法人」を設けています。該当する場合に選択して下さい。なお、組合員対象としている職域の一部が独立行政法人である場合には、従来の団体区分（「1. 都道府県」など）を選択して下さい。
- ・「6. 自治体の臨時・非常勤労組」は、都道府県、県都・政令市、市、町・村、事務組合・広域連合の職域で組織されている組合です。これらに該当しない場合には「15. その他の民間事業所」など該当する経営形態の区分を選択して下さい。

2. 単組における職員の組織状況

- ・「組合員対象数」「職員数」には、競合組織の組合員数も **含めて** 回答して下さい。ただし、職域や法適用区分などで競合相手と組織化の範囲をあらかじめ分けている場合はこの限りではありません。
- ・「組合員対象数」「職員数」には、以下の職員を **含めない** で下さい。
 - 警察・消防職員
 - 日教組、全水道が組織していて、自治労として組織化の取り組みをしていない職場の職員管理職および指定職職員（人事部門など組合員対象から除かれている職員）
- ・「③会計年度任用職員、臨時・非常勤職員等」における「職員数」は、把握が困難な場合も当局に確認するなどして職員数の把握をお願いします。不明な場合も、概数で構いませんので必ず入力して下さい。
- ・「④定年後の再任用・再雇用職員」について、制度がない場合、もしくは、制度があっても該当する職員がいない場合には「職員数」に「0」を入力して下さい。
- ・「⑤組合が雇用する書記」の書記には、共済、団体生命、労金事務、生協等の費用負担で雇用しているものも含まれます。

以上